

評議会メンバー候補者選定・選出規程細目

(総 則)

第1条 本規程細目は、評議会メンバー候補者の選定ならびに評議会メンバーの選出について必要な細目および補足事項を定める。

(候補者の選定手続き)

第2条 本部代表評議会メンバー、部門代表評議会メンバーおよび支部代表評議会メンバー候補者の選定手続きは、下記による。

- 1 役員、本部代表評議会メンバーは、書面により改選数と同数の本部代表評議会メンバー候補者を申し出る。
- 2 理事会は、前項の申し出の結果を考慮し、改選数と同数の本部代表評議会メンバー候補者を決定する。

申し出の人数が改選数に達しない場合は、理事会は追加候補者を指名することができる。

- 3 部門代表評議会メンバーには、第2条1項および2項の規定を準用する。この場合において、「役員」を「部門役員、部門委員」、「本部代表評議会メンバー」を「部門代表評議会メンバー」、また、「理事会」を「部門役員会」と読み替えるものとする。
- 4 支部代表評議会メンバーには、第2条1項および2項の規定を準用する。この場合において、「役員」を「支部役員」、「本部代表評議会メンバー」を「支部代表評議会メンバー」、また、「理事会」を「支部役員会」と読み替えるものとする。

(候補者の表示)

第3条 評議会メンバー候補者の表示においては、氏名は、評議会メンバーの種別ごとに五十音順に記載する。

第4条 評議会メンバー改選の投票に際しては、評議会メンバー候補者以外の者に投票しても妨げないことを付記しなければならない。

(投 票)

第5条 正員は、改選数と同数の本部代表評議会メンバー候補者を選定し、書面により投票する。

第6条 部門に属する正員は、改選数と同数の部門代表評議会メンバー候補者を選定し、書面により投票する。

第7条 支部に属する正員は、改選数と同数の支部代表評議会メンバー候補者を選定し、書面により投票する。

(開 票)

第8条 前条の到達した投票の開票は、下記による。

- 1 本部代表評議会メンバーについては、会長または会長代理が立ち会って、専務理事または総務企画理事が開票し、その結果を理事会に報告し、承認を得なければならない。
- 2 部門代表評議会メンバーについては、部門長または副部門長が立ち会って、総務企画担当が開票し、その結果を部門役員会、理事会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 支部代表評議会メンバーについては、支部長が立ち会って、総務企画幹事が開票し、その結果を支部役員会、支部総会、理事会に報告し、承認を得なければならない。

(補 充)

第9条 評議会メンバーに欠員を生じた場合は、役員の補充と同じ扱いとする。

(事業維持員代表評議会メンバー)

第10条 理事会が改選数と同数の次期事業維持員代表評議会メンバーを選出する。

(選 任)

第11条 評議会メンバーは、理事会の承認の後、評議会の評議を経て、総会で決定する。

(任 期)

第12条 評議会メンバーの任期は、1期2年で3期を限度とする。ただし、事業維持員代表評議会メンバーについては、この限りでない。

(付則)

1. 平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 平成3年5月24日施行。
3. 平成5年4月22日、理事会において一部改正。
4. 平成9年11月21日、理事会において一部改正。
5. 平成19年4月25日、理事会において一部改正。